

### 1. 事業の概要

農薬取締法に基づき環境大臣が定める農薬登録保留基準の設定にあたっては、個別の農薬毎に、人の健康保護及び生態系保全の観点から総合的なリスク評価を実施する必要がある。

本事業では、農薬のリスク評価にあたって、最新の知見に基づき、かつ効率的にリスク評価が実施できるよう、従来より、各種毒性試験成績等のデータベース化を進めるとともに、農薬の水産動植物への影響に関する文献調査、分析法の開発等を行ってきたところである。

平成18年8月以降、水質汚濁に係る農薬登録保留基準について、規制対象となる農薬の範囲が大幅に拡大され、花卉、樹木、芝等の非食用農作物のみに使用される農薬（以下、「非食用農作物専用農薬」という。）についても新たに基準を設定することとなった。当該基準は各農薬の許容一日摂取量（ADI）に基づき設定されるが、非食用農作物専用農薬については、食品安全委員会による安全性評価（ADIの設定）が行われないことから、本年2月に開催された中央環境審議会土壌農薬部会において、環境省において新たに安全性評価を実施することとされた。

このため、非食用農作物専用農薬の安全性評価を行うにあたって、以下の業務に必要な経費を要求するものである。

- (1) 海外のリスク評価書等から農薬の毒性情報を収集・整理する。
- (2) 農薬の登録申請者から提出された各種試験成績及び(1)で収集した情報を基に、安全性評価文書（案）を作成する。

### 2. 事業計画（下線部が拡充部分）

業務項目	H20	H21	H22	H23	H24～
1) 毒性試験成績等データベース化					→
2) 水産動植物の毒性文献データの収集					→
3) 登録保留基準告示分析法の開発					→
4) 公共用水域におけるモニタリング分析法の開発					→
5) 非食用農作物専用農薬の安全性評価資料の作成					→

### 3. 施策の効果

非食用農作物専用農薬について安全性評価を適切に実施し、水質汚濁に係る登録保留基準を設定することにより、農薬による人の健康へのリスクを低減することができる。

# 非食用農作物専用農薬の安全性評価

水質汚濁に係る農薬登録保留基準の改正（平成18年8月施行）

改正前

水田使用農薬のみが規制対象  
(稲、れんこん、くわい等)

食用

改正後

すべての農薬が規制対象

食用

非食用

ADIの設定

基準の設定

食用

内閣府  
食品安全委員会

中央環境審議会

非食用

~~内閣府  
食品安全委員会~~

環境省でADIを設定するため、  
検討会を新たに設置。